

平成 23 年における 特許審決取消訴訟の概況

会員・弁護士 川田 篤, 弁護士 井上 義隆*



要 約

平成 22 年（暦年）に引き続き、平成 23 年（暦年）に知的財産高等裁判所により言い渡され、裁判所ウェブサイトに掲載された特許審決取消訴訟に係る判決の概況を報告する。平成 22 年の概況については、パテント 64 巻 3 月号に掲載しているので参考にされたい。

いわゆる当事者系（無効審判）に係るものを「第 1」において紹介する（川田担当）。そして、いわゆる査定系（拒絶査定不服審判）に係るものを「第 2」において紹介する（井上担当）。

目次

第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況

1 進歩性について

- (1) 発明の要旨の認定
- (2) 引用発明の認定
- (3) 一致点及び相違点の認定の誤り
- (4) 容易性の判断の誤り
- (5) それ以外の論点

2 それ以外の無効理由について

- (1) 産業上の利用可能性
- (2) 新規事項の追加
- (3) 記載要件違反
- (4) 訂正要件違反
- (5) 手続違反
- (6) 審決取消判決の拘束力

3 延長登録無効審判について

第 2 査定系審決取消訴訟の概況

1 進歩性、及び、新規性に共通する取消事由

- (1) 発明の要旨の認定の誤り
- (2) 引用発明の認定の誤り
- (3) 一致点・相違点の認定の誤り

2 進歩性に特有の取消事由

- (1) 動機付け
- (2) 阻害事由
- (3) 顕著な効果

3 上記以外の取消事由

- (1) 補正要件違反
- (2) 記載要件違反
- (3) 手続違反
- (4) 延長登録
- (5) その他

第 1 当事者系の審決取消訴訟の概況

平成 22 年度の特許無効審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表 1 のとおりである⁽¹⁾。無効審決及び請求不成立審決のそれぞれについて審決を取り消した件数、維持した件数を各部ごとに積算した。

そして、特許権者からみて有利な件数（無効審決の取消件数と請求不成立の維持件数）と、不利な件数（無効審決の維持件数と請求不成立の取消件数）と、その率を算出した。なお、特に進歩性に係る無効理由について判断したもの（進歩性以外の審決取消事由により取り消され、進歩性について判断していないものは含まない。）についても、同様の作業をしている（表 1 の括弧内の件数）。

これらの数値は、平成 23 年を通じて裁判所の構成が必ずしも同一ではなく、事案の内容も多様であることから、飽くまで参考にすぎない。その判断には、単なる機械的な技術的判断ではなく、特許権者と第三者との間の微妙な利益衡量が求められる。したがって、各部の間に特許の有効性の判断についてばらつきがあるのは当然といえる。しかし、平成 23 年の結果をみると、統計をとらなければ容易に認識することができない程度のばらつきといえる。

平成 21 年に知財高裁第 3 部の幾つかの判決⁽²⁾において、進歩性の判断に関する基準として、引用発明から特許発明に至る動機づけが公知技術において示唆等がされていることを重視する基準が示された。その

* 大野総合法律事務所

表 1 平成 23 年の特許審決取消訴訟（当事者系）の概況

判決	無効審決 30 件		請求不成立 60 件		特許権者に有利・不利		
	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	取消 (進歩性)	維持 (進歩性)	有利 (進歩性)	不利 (進歩性)	有利な率 (進歩性)
知財 1 部	1 件 (1 件)	0 件 (0 件)	1 件 (1 件)	4 件 (3 件)	5 件 (4 件)	1 件 (1 件)	83% (80%)
知財 2 部	4 件 (2 件)	5 件 (5 件)	6 件 (3 件)	11 件 (11 件)	15 件 (13 件)	11 件 (8 件)	58% (62%)
知財 3 部	2 件 (1 件)	10 件 (7 件)	4 件 (2 件)	13 件 (13 件)	15 件 (14 件)	14 件 (9 件)	52% (61%)
知財 4 部	2.4 件 (1 件)	5.6 件 (5 件)	4 件 (4 件)	18 件 (17 件)	20.4 件 (18 件)	9.6 件 (9 件)	68% (67%)
合計	9.4 件 (5 件)	20.6 件 (17 件)	15 件 (10 件)	46 件 (44 件)	55.4 件 (49 件)	35.6 件 (27 件)	61% (64%)

注 1) 一部認容，一部棄却の判決が 1 件あり，請求項の数の割合により按分した。件数に端数があるのは，そのためである。

注 2) 判決の言渡しは 1 件でも，無効審判の事件数は 2 件であるものについては，2 件として算入したものが知財 2 部において 1 件ある。そのため，判決の言渡しの件数 90 件よりも，合計が 1 件多い。

後，知財高裁の各部において動機づけを意識した判断がされている。しかし，各部の判断自体を個別にみると，示唆等の有無をも重視しながらも，具体的な事案における判断においては，試行錯誤がされているように見受けられる。

以下，平成 23 年の知財高裁の当事者系の特許審決取消訴訟の裁判例を事項ごとに分類しながら，概観する。なお，全て平成 23 年改正特許法（平成 23 年法律等 63 号）が施行された平成 24 年 4 月 1 日より前の事案であることから，引用されている条文は，特に断りがなければ，平成 23 年改正前特許法のものである。

1 進歩性について

(1) 発明の要旨の認定

発明の要旨の認定を誤れば，無効理由を判断する対象に誤りがあることになり，ひいては無効理由の判断にも誤りがあることになる。

しかし，発明の要旨の認定に誤りがある場合でも，それが軽微であり，審決の結論に影響を及ぼさないと認められるときは，審決取消事由には当たらない。

例えば，知財高判（2 部）平成 23 年 9 月 6 日（平成 22 年（行ケ）第 10361 号）〔粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置事件〕は，審決が特許発明の「一時貯留ホッパー」を「漏斗状」のものに限定して認定したことは，要旨の認定を誤ったものであるとしながらも，いずれにせよ相違点に係る構成を容易に想到し得るものではないとして，審決の結論に影響を及ぼさないものとした。

(2) 引用発明の認定

ア 引用発明の認定

引用発明の認定の誤りにより，新たな相違点が認められたり，相違点が一致点にすぎないものと認められたりしたときは，それが審決の結論に影響を及ぼすときは，審決取消事由となり得る。

例えば，知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10162 号）判例タイムズ 1354 号 210 頁〔球技用ボール事件〕は，ワールドカップの公式試合球に係る発明の事案であるが，特許発明の球の皮革パネルの「接合部」は「折り曲げ部」からなる点においていわば「面接触」しており，皮革パネルの端部をいわば「線接触」しているにすぎない引用発明のものとは相違するとした。そして，この点を一致点とした審決の認定は誤りであるとして，審決を取り消した。

イ 引用発明の「適格性」

近時，引用発明として，いわゆる「適格性」が欠ける場合には，引用発明として考慮することができないとの主張がされることがある。この点について，例えば，引用発明についても実施可能であることが必要であるとする裁判例もある⁽³⁾。

しかし，このような主張が認められるのか，認められるとしても，どのような要件が必要とされるのかなどについては，必ずしも明らかではない。

平成 23 年の裁判例においても，この適格性の議論がみられた。すなわち，知財高判（3 部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10313 号）〔パン・菓子用米粉組成物，米粉パン・菓子およびその製造

方法事件]においては、「原告が主張する引用発明の完成とは、引用発明が従前の技術以上の作用効果を有することを意味するものと解されるが、新規性の有無を判断するに当たって、引用発明として示された既知の技術それ自体が、従前の技術以上の作用効果を有することは要件とすべきではない」とする。

(3) 一致点及び相違点の認定の誤り

特許発明と主たる引用発明と一致点及び相違点の認定の誤りは、発明の要旨の認定の誤り又は主たる引用発明の認定の誤りと表裏一体であることが多い。

例えば、前掲・知財高判(2部)平成23年2月24日[球技用ボール事件]は、特許発明の球の皮革パネルの「接合部」と、引用発明の球の皮革パネルの「裾部分」とが一致するとした審決の判断を誤りであるとしている。

(4) 容易性の判断の誤り

ア 相違点に相当する従たる引用発明の有無

特許発明と主たる引用発明との相違点に相当する構成が、従たる引用発明において認められない場合には、その構成が設計的事項にすぎないと認められない限り、各引用発明から容易に発明をすることができたとはいえないことになる。

経験的には、引用発明が不十分であるために請求が成り立たないとの審決がされることは少なくないように思われる⁽⁴⁾。審決取消訴訟においては、新たな引用発明を補充することはできないとされていることから、このような審決に対する取消しを求めることは容易ではない。

イ 動機づけ

平成21年頃から、引用発明から特許発明に至ることが容易かどうかについて、引用例などにおける示唆を重視する傾向がある。しかし、示唆を重視しつつも、なお、試行錯誤がされている感がある。

例えば、知財高判(3部)平成23年1月31日(平成22年(行ケ)第10075号)判例時報2107号131頁=判例タイムズ1345号223頁[換気扇フィルター及びその製造方法事件]は、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であったか」のみならず、「解決課題の設定が容易であったか」も踏まえて、総合考慮することが必要であるとする。それは、「たとえ『課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった』としても、『解決課題の設定・着眼がユニークであった場合』(例えば、一般に

は着想しない課題を設定した場合等)には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない」からであるとする。

また、知財高判(3部)平成23年4月27日(平成22年(行ケ)第10246号)[米糠を基質とした麹培養方法と玄米麹事件]は、「本件各発明について、当業者(その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者)が同条1項各号に該当する発明(以下『主たる引用発明』という場合がある。)に基づいて容易に発明をすることができたかは、通常、引用発明のうち、特許発明に最も近似する引用の発明から出発して、主たる引用発明以外の引用発明(以下『従たる引用発明』という場合がある。)及び技術常識ないし周知技術(その発明の属する技術分野における通常の知識)を考慮することにより、特許発明の主たる引用発明と相違する構成(特許発明の特徴的な構成)に到達することが容易であったか否かを基準として判断されるべきものである」と判示している。これは、従来の判断基準の「先行技術」の内容として、「技術常識ないし周知技術」をも明示している点において、より多様な対応の余地の可能性を認めるものであろう。

さらに、知財高判(3部)平成23年5月30日(平成22年(行ケ)第10295号)[医療器具を挿入しその後保護する安全装置事件]においては、「動機付け」との用語について「括弧書き」ながら「動機付け(解決課題に思い至り、それを解決するためにどのような解決手段があるか)」との端的な定義を示している。

このように、試行錯誤はみられるものの、平成23年の各裁判例の判断手法は、特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆が引用発明において認められるかを重視した判断をしたものが多く、比較的、近接している。したがって、類型的な分析は容易ではないが、以下、無理を承知ながら、その傾向のみについて若干の言及をする。

[動機づけを肯定するもの]

- ① 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆があることには特に触れず、引用発明が互いに技術的に共通することなどから、相違点に相当する他の引用発明を適用する動機づけがあるとするもの⁽⁵⁾

② 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆があることには特に触れず、技術常識又は周知技術などを考慮して、動機づけがあるとするもの⁽⁶⁾

③ 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆があるものとして、動機づけを肯定するもの⁽⁷⁾

この類型においても、引用例の記載の全体の趣旨から示唆を導いているものと思われるものがある⁽⁸⁾。

また、同一の引用例に開示された構成同士の組合せであれば、動機づけがあるとするものがある⁽⁹⁾。これもまた、引用例において示唆があるものと評価しているともいえる。

[動機づけを否定するもの]

① 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆がないとして、動機づけを否定するもの⁽¹⁰⁾

なお、前掲・知財高判（3部）平成 23 年 1 月 31 日〔換気扇フィルター及びその製造方法事件〕は、審決が周知の技術的課題を基礎づけるものとして挙げる証拠においても、特許発明が解決すべき課題は示唆されていないとし、特に解決課題の認定自体に誤りがあるとして、動機づけを否定している。

② 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆がないという点のみならず、特許発明と引用発明とでは技術的に異なるために、相違点に相当する他の引用発明を適用し、特許発明に至る動機づけがないとするもの⁽¹¹⁾

③ 引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆がないという点のみならず、引用発明が互いに技術的に異なることから、相違点に相当する他の引用発明を適用する動機づけがないとするもの⁽¹²⁾

これらの傾向からは、平成 21 年頃からの「発明の技術的意義、課題解決の内容、作用効果等について、他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮」という考え方の影響が読み取れる。しかし、総合的に考慮するという枠組みの中で、引用例に特許発明の課題とその解決手段についての記載又は示唆の

有無のみで判断するのではなく、特許発明と引用発明との技術的な関係又は引用発明同士の技術的な関係を踏まえて、具体的な構成についてまで考慮をした判断も多くみられる。このようにして、引用発明の適用の技術的な困難性一般についても、阻害要因又は阻害事由といえるものに限定することなく、動機づけの要素として考慮しているように思われる。

ウ 阻害要因（阻害事由）

「阻害要因」（又は「阻害事由」）との用語の意義については、必ずしも明らかではない。「阻害要因」の意義を、主たる引用発明と特許発明との相違点に相当する構成を備えた従たる引用発明を主たる引用発明に適用することが、当業者において、技術的にみて、不可能又は著しく困難であると狭く解すれば、そのような意味での「阻害要因」があれば、特許発明についても容易に発明をすることができないことに帰着するであろう。しかし、狭くその意義を限定するほど、「阻害要因」という考え方が、実際に妥当する事例は極めて例外的となろう。

しかし、平成 23 年の知財高裁の裁判例においては、発明の容易想到性について「発明の技術的意義、課題解決の内容、作用効果等について、他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮」という考え方の影響からであろうか、「阻害要因」とまでには至らないまでも、引用発明にそれ以外の引用発明を組み合わせることについて、技術的にみて何らかの困難性（その強弱は多様である。）があることを併せて考慮して、動機づけの有無を判断する傾向がみられる。「阻害要因」との用語を用いる際にも、およそ適用が困難であるというような狭い意味ではなく、適用により相反する要素があると言う程度の意味において用いられているようでもある。すなわち、前記「ア 動機づけ」において、〔動機づけを否定するもの〕として挙げた類型「②」及び「③」の裁判例は、そのような傾向を示すものといえる。このような傾向においては、「阻害要因」を「動機づけ」から独立した特別の判断要素とする意味合いは薄れてくるように思われる。

エ 予測することができない有利な効果（顕著な効果）

特許発明に予測することができない有利な効果があることは、引用発明から特許発明に至る動機づけが肯定される場合においても、なお、進歩性を肯定

する理由となり得るとされる。そのため、特許発明について進歩性を否定するときは、動機づけが認められることを認定するばかりではなく、予測することができない効果も認められないことを、更に認定する例は少なくない⁽¹³⁾。

これに対し、進歩性を肯定する際に、動機づけがないことのみならず、予測することができない有利な効果があることを進歩性を肯定する理由として「併記」する裁判例もみられた⁽¹⁴⁾。これもまた、近時の知財高裁の裁判例における発明の容易想到性について諸般の事情を「総合的に考慮」という考え方の影響ではないかと思われる。すなわち、諸般の事情を「総合的に考慮」するのであれば、予想することができない有利な効果も、総合的に考慮する際の一事情にすぎないことにもなり得るからである。

この点を、知財高判（3部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10122 号）〔オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤事件〕は、数値限定発明との関係においても明らかにする。すなわち、同判決は、「数値限定発明において容易想到性でない」とされるためには、数値範囲の全般において効果が顕著に優れているとの臨界的意義が示されることを要する」との原告の主張に対し、発明の容易想到性についての一般的な判断手法に言及しながら、「発明の相違点に係る構成が、数値範囲で限定した構成を含む発明である場合においても、その判断手法において、何ら異なることはなく、当該発明の技術的意義、課題解決の内容、作用効果等について、他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮すべきである」とする。このように、同判決は、数値限定発明においても、その進歩性が認められるかどうかは、「総合的に考慮」すべきであり、「数値範囲の全般において効果が顕著に優れているとの臨界的意義」が必要であるとは限らないことを示唆している（ただし、当該事案については、その数値範囲の全般における顕著な効果を肯定しているので、若干の注意が必要である。）。

なお、そのほか、特許発明の作用効果の認定において、拒絶査定不服審判時に提出された試験報告書を考慮してよいかという点について、試験報告書に記載された「効果は、本件明細書には全く記載されていないから、本件発明の作用効果に関して当該試

験報告書を参酌することはできない」としたものがある⁽¹⁵⁾。

また、化学物質に係る発明や、医薬品に係る発明については、特許発明の効果を引用発明から予測することができないことが進歩性を肯定する主たる理由とされる例が、時折、みられる。例えば、知財高判（4部）平成 23 年 6 月 9 日（平成 22 年（行ケ）第 10322 号）〔Rho キナーゼ阻害剤と β 遮断薬からなる緑内障治療剤事件〕は、特許発明の「Rho キナーゼ阻害剤と他の眼圧降下薬とを併用し緑内障の治療に使用する」ことを開示する公知技術はないことから、その効果を類推することもできないとする。

オ 商業的成功

商業的成功について進歩性を裏付ける事情足り得ないとする裁判例がみられた⁽¹⁶⁾。商業的成功の要因は多様であり、特許発明が有する予測することができない有利な効果に基づくのであれば、端的にその有利な効果を主張すべきであろう⁽¹⁷⁾。

（5） それ以外の論点

ア 新規性の要件と進歩性の要件との区別

引用発明が特許発明の構成の一部を開示していないときは、新規性は問題とはならず、進歩性が問題となるにすぎないというのが一般的な考え方であると思われる。

この点について、知財高判（3部）平成 23 年 10 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10245 号）〔相乗作用を有する生物致死性組成物事件〕もまた、そのような考え方を示している。すなわち、「公知発明が、『一部の構成要件』のみを充足し、『その他の構成要件』について何らの言及もされていないときは、広範な技術的範囲を包含することになるため、論理的には、当該発明を排除していないことになる。したがって、例えば、公知発明の内容を説明する刊行物の記載について、推測ないし類推することによって、『その他の構成要件についても限定された範囲の発明が記載されているとした上で、当該発明の構成要件のすべてを充足する』との結論を導く余地がないわけではない。しかし、刊行物の記載ないし説明部分に、当該発明の構成要件のすべてが示されていない場合に、そのような推測、類推をすることによって始めて、構成要件が充足されると認識又は理解できるような発明は、特許法 29 条 1 項所定の文献に記載された発明ということとはできない。仮に、その

ような場合について、同法 29 条 1 項に該当するとするならば、発明を適切に保護することが著しく困難となり、特許法が設けられた趣旨に反する結果を招くことになるからである。上記の場合は、進歩性その他の特許要件の充足性の有無により特許されるべきか否かが検討されるべきである。」とする。

他方、新規性の判断方法について、「特許法は、発明の公開を代償として独占権を付与するものであるから、ある発明が特許出願又は優先権主張日前に頒布された刊行物に記載されているか、当時の技術常識を参酌することにより刊行物に記載されているに等しいといえる場合には、その発明については特許を受けることができない（特許法 29 条 1 項 3 号）」と判示するものがある⁽¹⁸⁾。すなわち、例外的ではあろうが、技術常識を考慮して「刊行物に記載されているに等しい」といえる場合には、引用例において特許発明の全ての構成が明示されていなくよとする。

イ 「選択発明」の進歩性について

「選択発明」については、特許庁の「特許・実用新案審査基準」（以下「審査基準」ということがある。）において、その意義と新規性及び進歩性が認められる要件が定められている⁽¹⁹⁾。

知財高判（1 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10430 号）〔ソリッドゴルフボール事件〕は、「選択発明」について、この審査基準に従った判断基準を示している。すなわち、「いわゆる『選択発明』とは、先願発明の構成要件が上位概念で表現されており、その先願発明の実施例として示されていない下位概念を構成要件とする後願の発明が、その構成要件である下位概念のものによって奏される作用効果が異質のものであるとき、又は同質の効果であっても、格段の差異がある場合に認められる」と判示している。そして、当該事案における特許発明（PCTP）については、引用発明（チオールなどのような硫黄含有物質）の「下位概念」には該当しないので、「選択発明」に当たらないとした。

ウ 「用途発明」の新規性・進歩性について

物を用途により限定する発明（用途限定）については、特許庁の審査基準においては、「その技術分野の出願時の技術常識を考慮し、その物の用途として新たな用途を提供した」かどうかという一般的な判断基準が示されている⁽²⁰⁾。

この点について、知財高判（3 部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10256 号）判例時報 2111 号 100 頁＝判例タイムズ 1356 号 217 頁〔スーパーオキサイドアニオン分解剤事件〕は、より具体的な判断基準を示している。すなわち、「物の性質の発見、実証、機序の解明等に基づく新たな利用方法に基づいて、『物の発明』としての用途発明を肯定すべきか否かを判断するに当たっては、個々の発明ごとに、発明者が公開した方法（用途）の新規とされる内容、意義及び有用性、発明として保護した場合の第三者に与える影響、公益との調和等を個々の具体的に検討して、物に係る方法（用途）の発見等が、技術思想の創作として高度のものと評価されるか否かの観点から判断することが不可欠となる」とする。この判示は、第三者による従来の用途におけるその物の実施（使用のみならず、その物の流通など）を不当に妨げないという観点をも考慮すべきものとしたものと思われる。この事案においては、用途発明の新規性の有無が争点とされているが、「技術思想の創作として高度のものと評価される」かどうかという判示は、新規性のみならず、進歩性についても考慮しているものと思われる。

エ 審判における無効理由の主張・立証責任

無効審判においては、職権主義が採用されており民事訴訟におけるような主張・立証責任の分配は必ずしも妥当しないものと考えられる。例えば、民事訴訟法 179 条の「証明することを要しない事実」のうち、「自白した事実」は、特許法において読み替えて準用されるに当たり、除外されている（特許法 151 条 2 文）。

この点に関して、例えば、前掲・知財高判（3 部）平成 23 年 1 月 31 日〔オキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤事件〕は、被告（被請求人）が主張していないにもかかわらず、審決が相違点として、引用例に「オキサリプラチナムの pH が記載されていないこと」を認定したことは違法であると原告（請求人）が主張した点について、特許法 123 条の規定からみて、「無効審判の請求人において、特許の無効理由の存在を主張、立証する責任を負う」ので、審決には違法がないとする。無効審判請求において、訴訟におけるような主張、立証責任を想定することができるかどうかはともかく、被請求人が無効理由を争うかどうかにかかわらず、審判官は無効

審判請求における無効理由の存否を判断しなければならない職責を負うことから、当然の結論といえる。

また、前掲・知財高判（3部）平成 23 年 10 月 24 日〔相乗作用を有する生物致死性組成物事件〕の事案において、審決は、本件発明における CMIT（イソチアゾロン系の抗微生物剤の一つ）の含有量と引用発明である甲 1 発明における CMIT の含有量との差異が被請求人において明らかにされなければ、実質的に相違しないとの判断をした。これに対し、知財高裁は、「『両者の含有量の差違が明らかにされなければ』差違があるものとするとはできないとの点につき、本件発明 1 が甲 1 発明であること（すなわち、本件発明 1 が新規性を有しないこと）を根拠付ける事実、審判請求人（被告）において、その事実が存在することの主張、立証を負担すべきであるから、審決の判断は、その点において失当である」とした。無効審判請求において、訴訟におけるような主張、立証責任の分配を想定することができるかどうかはともかく、特許発明と引用発明との同一性を根拠付ける事実の存在は、審判請求人による主張、立証又は職権による調査に基づいて、審判官において積極的に認定する必要があることからみて、当然の結論といえる。

オ 「容易に発明をすることができたこと」の主張・立証責任

前掲・知財高判（3部）平成 23 年 4 月 27 日〔米糠を基質とした麴培養方法と玄米麴事件〕は、「特許法 29 条 2 項所定の『特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたとき』との要件は、無効審判を請求する請求人（本件では原告）において、主張、立証すべき責任を負う。」とする。これは、従来の考え方⁽²¹⁾と一致するものである。

カ 分割要件違反

特許発明が分割出願に係るものである場合において、新たな出願はもとの出願の時にしたものとみなされる（特許法 44 条 2 項）。したがって、特許発明が出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面に記載されていることが必要であるとされる。この分割要件を満たしているかどうかについて、「図面」から分割に係る構成が読み取れるとしたものがある⁽²²⁾。

キ 審決取消訴訟における新たな無効理由の主張

審決取消訴訟において、無効審判で主張されなかった新たな無効理由を主張することは認められていない⁽²³⁾。ただし、無効審判で既に主張されていた引用発明の有する技術的意義を明らかにするために、周知技術を主張し、立証することは認められるとされている⁽²⁴⁾。

しかし、審決取消訴訟において初めて提出された周知技術に係る証拠が、引用発明の技術的意義を明らかにするための補強にすぎないのか、実質的に新たな無効理由を主張するものであるのかの区別は微妙である。当事者においても、限界的な主張をすることがしばしばみられる（おそらく、新たな無効審判請求をする時間的余裕がないことにもよるのであろう）。

このようなことから、審決取消訴訟において初めて提出された周知技術に係る証拠に基づく主張が、実質的に新たな無効理由を主張するものとして、採用されない事案も散見される。平成 23 年においても、同様である⁽²⁵⁾。

ク 審査と審決との関係

特許出願の「審査段階における拒絶理由通知や拒絶査定における認定に、本件審決の判断が拘束される理由はな」いとした事案がある⁽²⁶⁾。無効審判が審査の見直しであることを考えれば、当然の結論といえる。

2 それ以外の無効理由について

(1) 産業上の利用可能性

特許法 29 条 1 項柱書の産業上の利用可能性が争点とされることはまれである。

この点について、前掲・知財高判（3部）平成 23 年 4 月 27 日〔米糠を基質とした麴培養方法と玄米麴事件〕において、原告（請求人）は、「米糠」からは真実の「玄米麴」はできないので、本件発明により製造されたものは、「玄米麴」としては産業上の利用することができないと主張した。この原告の主張に応じて、知財高裁は、規定の趣旨について、「特許法 29 条 1 項柱書にいう『産業上利用することができる発明』とは、広く工業、農業、商業、鉱業等を包含する『産業』上利用可能な発明であることを明らかにし、学術的、実験的にのみ利用することができるような発明などは除く趣旨の規定である」とした。

(2) 新規事項の追加

新規事項の追加については、平成 20 年のいわゆる「除くクレーム」に関する知財高裁の大合議判決⁽²⁷⁾において基準が示された。その適用範囲は「除くクレーム」に限られるのか、もし限られないとすれば、どのような補正又は訂正であれば「新たな技術事項を導入しないもの」といえるのかなどについて、その後の知財高裁の動向が注目されていた。この点については、平成 22 年の知財高判（3 部）平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年（行ケ）第 10175 号）判例時報 2089 号 128 頁＝判例タイムズ 1329 号 218 頁〔高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件〕などの裁判例に続いて、平成 23 年の裁判例においても、「除くクレーム」に限られないことはもとより、実質的にみて「新たな技術的事項を導入しないもの」であれば、出願当初明細書に記載のない文言を用いた補正又は訂正でも、新規事項の追加に当たらないとするものが、幾つかみられた⁽²⁸⁾。

例えば、知財高判（1 部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10234 号）〔無水石膏の製造方法及び無水石膏焼成システム事件〕は、大合議判決を引用しつつ、石膏廃材の加熱温度を「330℃以上 840℃以下」を「330℃以上 500℃以下」に訂正することは、それにより新たな臨界的意義を持たせるものではなく、出願当初明細書等に記載された事項から自明な事項であり、新たな技術的事項を導入するものではないとする。

このように、知財高裁は、出願当初明細書の形式的な文言にとらわれるのではなく、技術常識なども踏まえて、出願当初明細書等に記載された事項から自明なものかどうかを実質的に判断する方向性を明確に示しているといえる。

ただし、新たな技術的事項を導入しないものと認められるような訂正、特に技術常識に基づく訂正をしただけでは、特許の有効性を維持することができないことが多いのではないと思われる。

例えば、前掲・知財高判（3 部）平成 22 年 1 月 28 日〔高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件〕においては、「熱損失係数が 1.0～2.5 kcal/m²・h・℃」との新たな構成を追加する訂正が認められた。しかし、この特許に対する新たな無効審判請求に基づいて無効審決がされ、当該無効審決に対する審決取消訴訟において、訂正により追加された「熱損失係数が 1.0～2.5 kcal/m²・h・℃」との構成

については、「当業者が施工する高断熱住宅における一般的な熱損失係数を表したものにすぎない」から、「当業者が適宜なし得た事項にすぎない」として、無効審決を維持する判断が示されている⁽²⁹⁾。

なお、出願当初明細書に記載のない文言を用いた訂正について、実質的な判断をして、「新たな技術的事項を導入しないもの」とはいえず、新規事項の追加に当たるとしたのみみられた⁽³⁰⁾。

(3) 記載要件違反

ア 実施可能要件

特許出願人は、実施可能要件との関係において、どこまで発明と関連する製造条件又は実験条件を明細書において開示すべきか迷うことが少なくない。発明の公開の代償として独占的な権利の付与を求める以上は、ある程度の開示は必要であるといえるが、詳細な製造条件までも開示を求めることは出願人に酷なこともある。

この点について、知財高判（2 部）平成 23 年 4 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10249 号、第 10250 号）〔フルオロエーテル組成物及び、ルイス酸の存在下におけるその組成物の分解抑制法事件〕は、「詳細に製造条件等を開示するか否かは、明細書の作成者において発明の詳細な説明をどこまで具体的かつ詳細に記載し、当該発明の実施形態を詳細に開示するかによるものにすぎず、かかる詳細な製造条件等の開示が特許法 36 条 4 項 1 号の規定の適用上必須だとされるものではない」とする。

また、知財高判（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10097 号）〔飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤事件〕は、「明細書の発明の詳細な説明に、当業者が容易にその実施をすることができる程度に発明の構成等が記載されていない場合には、発明が公開されていないことに帰し、発明者に対して特許法の規定する独占的権利を付与する前提を欠くことになる」、「物の発明については、明細書にその物を製造する方法についての具体的な記載が必要があるが、そのような記載がなくても明細書及び図面の記載並びに出願当時の技術常識に基づき当業者がその物を製造することができるのであれば、上記の実施可能要件を満たすといえることができる」とする。

イ いわゆるサポート要件

いわゆるサポート要件の判断基準は、知財高裁の

大合議判決⁽³¹⁾において示されている。平成 23 年においても、この大合議判決の趣旨に従い、サポート要件の判断をするものもみられた⁽³²⁾。

これに対し、知財高判（3 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10221 号）〔記録媒体用ディスクの収納ケース事件〕は、「特許法 36 条 1 項 1 号は、技術を公開した範囲で、公開の代償として独占権を付与するという特許制度の目的に照らし、発明の詳細な説明において開示された技術的事項と対比して広すぎる独占権の付与を排除する趣旨で設けられたものであるから、同号の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明に記載された技術的事項を超えるか否かを必要かつ合目的な解釈によって判断すれば足りる」と判示している。

この判示は、知財高裁の大合議の判断基準（最高裁判例と異なり、法的拘束力はない。）とは、少し含意が異なるように思われる。

すなわち、知財高裁の大合議の判断基準は、「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか」というように、実施可能要件に近接した基準を示している。これに対し、「記録媒体用ディスクの収納ケース事件」が示す「発明の詳細な説明に記載された技術的事項を超えるか」という基準は、「新たな技術的事項を導入しないもの」といえるかという新規事項の追加の禁止の判断基準と親和性があるように思われる。

なお、数値限定発明については、その数値範囲全体について、サポート要件が満たされる必要があるとしても、それが全ての課題との関係において必要かどうかという点が問題となり得る。この点について、特許請求の範囲の「シランカップリング剤」と「オリゴマー」との割合を「(A-1) : (A-2) = 100 : 1 ~ 100」の範囲全体について、課題を解決できると当業者が認識することができるように発明の詳細な説明に記載されているかどうかという点が争われた事案において、複数ある課題のうちの一部についてのみ検討してサポート要件を満たさないとした審決を取り消したものがみられた⁽³³⁾。

ウ 明確性の要件

知財高判（2 部）平成 23 年 4 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10331 号）〔マッサージ機事件〕は、マッサージ機の「肘掛け部」に係る「前記第 2 部分にお

ける左右方向内側部分の前後方向寸法が、前記第 3 部分の前後方向寸法よりも小さくなるように構成されている」との構成について、「小さくなるように」と差異を設けることが記載されているのみで、「『肘掛け部』への前腕の出し入れや前腕の前後方向の位置調整を容易に行うことができる」との作用効果を奏するために、どの程度の差異を設ければよいのか明確ではないとして、請求不成立審決を取り消した。

エ 平成 6 年改正前特許法 36 条 5 項 2 号

平成 6 年改正⁽³⁴⁾前特許法 36 条 5 項 2 号は「特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項に区分してあること」と定めていた。この「発明の構成に欠くことができない事項のみ」の意義について、知財高判（1 部）平成 23 年 7 月 20 日（平成 22 年（行ケ）第 10372 号）〔プラスチック中空標示器事件〕は、「発明の詳細な説明に記載された全ての目的及び効果について記載しなければならないと規定したものではな」とする。

（4）訂正要件違反

訂正が「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」（特許法 126 条 4 項、134 条の 2 第 5 項）については、審判便覧において、「請求項に記載した事項をより広い意味を表す表現に入れ替える訂正」、「請求項に記載した事項を別の意味を表す表現に入れ替えることによって特許請求の範囲」などの例示がある⁽³⁵⁾。知財高判（3 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10221 号）〔記録媒体用ディスクの収納ケース事件〕は、審判便覧にならい、「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」かどうかの判断をしている。

（5）手続違反

ア 無効理由の要旨の変更

無効理由の要旨の変更（例えば、新たな引用発明の追加）は、一定の場合に制限されている（特許法 131 条の 2 第 2 項 1 号又は 2 号）。したがって、無効審判における証拠の追加などが無効理由の要旨の変更当たるかどうか争点となることがある。

例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 7 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10400 号）〔手押し台車のハンドル取付部構造事件〕は、公然実施されていた引用発明を特定するために提出された書証（図面）を追加したとしても、主要事実である引用発明自体を差し替

えたものではなく、その引用発明を立証する間接事実の変更にはすぎないので、無効理由の要旨の変更に当たらないとした。

また、知財高判（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 23 年（行ケ）第 10149 号）〔非接触 ID 識別装置用の巻線型コイルと IC チップとの接続構造及びこれを構成する接続方法事件〕は、訂正請求に伴う無効理由の要旨の変更について必要とされる審判長の許可（特許法 131 条の 2 第 2 項柱書）について、明示の許可がされていない場合においても、審決が変更後の無効理由について判断をしていることから、審判長は、「特許無効審判請求の理由の補正を黙示的に許可していたものと認める」とする。

イ 職権で審理した無効理由についての意見申立ての機会との付与

審判においては、当事者が申し立てない理由についても、職権で審理することができるが（特許法 153 条 1 項）、その審理の結果を当事者に通知し、意見を申し立てる機会を与えなければならない（同条 2 項）。

しかし、無効理由通知がされていなくとも、職権で審理した理由について当事者に実質的に意見を申し立てる機会が与えられていれば、審決を取り消すまでの手続違反には当たらないとされることもある。平成 23 年においても同様の事案がみられた⁽³⁶⁾。

ウ 職権による証拠調べの結果についての意見申立ての機会との付与

審判に関しては、職権で証拠調べをすることができるが（特許法 150 条 1 項）、その結果を当事者に通知し、意見を申し立てる機会を与えなければならない（同条 5 項）。

この点について、当事者に職権で審理した証拠が周知技術に係るものについて、「当事者の主張内容や当該技術の周知性の程度によっては」、意見を申し立てる機会を与えなくともよいこともあり得ることを判示するものがある⁽³⁷⁾。

エ 職権審理は補完的なものか

審判において、どのような場合に職権で審理することができるかについて、知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10189 号）〔細穴放電加工機に対する電極、電極ガイド交換方法及び同方法に使用する交換装置、電極ホルダ、細穴放電加工機事件〕は、職権の発動は、公益的な観点に基づくものであるから、補完的又は例外的な場合に限られるわけではないとする。

オ 判断遺脱

無効審判請求において主張された複数の無効理由のうちの一部についての判断を遺脱したことを理由として、審決が取り消される事案は、時折、みられる⁽³⁸⁾。

カ 訂正拒絶理由通知後に訂正を認める審決をする際の請求人への弁駁の機会の付与

無効審判における被請求人の訂正請求についての訂正拒絶理由通知（特許法 134 条の 2 第 3 項）の後、被請求人の意見書を踏まえて、審決において訂正を認めること自体は、法が予定しているところと考えられる。このとき、請求人に弁駁の機会を与えなければならないかについて、前掲・知財高判（3 部）平成 23 年 2 月 28 日〔記録媒体用ディスクの収納ケース事件〕は、弁駁の機会を与えなければならないような法的根拠がなく、かつ、請求人には意見書に対して審理の再開（特許法 156 条 2 項）を申し立てて反論する機会があるので、弁駁の機会を与えなくとも違法ではないとする。

（6） 審決取消判決の拘束力

審決取消判決の拘束力（行政事件訴訟法 33 条 1 項）が、その後に訂正された発明についても及ぶかどうかについて、「訂正によっても影響を受けない範囲における認定判断については格別という余地があるとしても」との若干の留保付きながら、「訂正前の特許請求の範囲に基づく発明の要旨を前提にした取消判決の拘束力は遮断され、再度の審決に当然に及ぶということとはできない」とするものがみられた⁽³⁹⁾。この判示の射程は、若干の留保を付けていることもあり、必ずしも明確ではない。しかし、僅かな訂正がされただけで、審決取消判決の拘束力が発明全体について及ばなくなるというのも相当とは思われない。訂正により新たに生じた相違点、言い換えれば、新たな争点に限り、前訴の拘束力が及ばなくなるという考え方もあり得よう。

3 延長登録無効審判について

特許無効審判に係る事案ではないが、知財高裁において、医薬品に係る特許の延長登録無効審判に係る事案である知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 2 日（平成 21 年（行ケ）第 10423 号から第 10429 号まで）判例時報

2114 号 92 頁〔環状アミン誘導体事件〕がみられた。

争点は、先の存続期間の延長登録の基礎とされた製造承認に係る「用途」と、後の存続期間の延長登録の基礎とされた製造承認に係る「用途」とが異なるものかどうかという点である。したがって、多分に事実認定の問題であるとともに、有効成分並びに効用及び効能が同じでも新たな存続期間の延長登録が認められる場合があるとする平成 23 年の最高裁判決⁽⁴⁰⁾における争点とは関係がない。

第 2 査定系審決取消訴訟の概況

平成 23 年の特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟の概況は、次の表のとおりである⁽⁴¹⁾。なお、下記表における「新規性・進歩性に関する取消事由」とは、下記「1 進歩性、及び、新規性に共通する取消事由」、及び、「2 進歩性に特有の取消事由」を併せた取消事由である。このように、知的財産高等裁判所が平成 23 年に出した特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟の判決は 132 件であった。そのうち 26 件（約 20%）の事案において審決が取り消された。このうち「新規性・進歩性に関する取消事由」を根拠として審決を取り消したものは、かかる取消事由の判断が示された事案全 111 件のうちの 20 件（約 18%）であった。

昨年（平成 22 年）は、123 件のうち 26 件（約 21%）の事案において審決が取り消され、このうち「新規性・進歩性に関する取消事由」を根拠としたものは 100 件のうち 15 件（15%）の事案であったことから⁽⁴²⁾、平成 23 年も昨年と同程度の取消率であった。

また、3 部の取消率は高く、2 部の取消率は低いという傾向は、昨年と同一であった。各部における昨年との対比では、新規性・進歩性に関する取消事由について判断した事案において取消しが認められた割合は、2 部では 6%から 16%に大きく増加した一方、3 部では 29%から 17%に大きく減少し、また、3 部の取消率も 39%から 28%に大きく減少したことが特徴的であった。

平成 23 年における特許拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟判決は、事例判断にとどまるものが大半であったが、特に、引用発明の認定に関しては、他の事案にも通ずる判断を示した裁判例も見受けられたことから、参考のためにできる限り多くの裁判例に言及することを試みた。

以下、平成 23 年の知財高裁の査定系の特許審決取消訴訟判決を適宜分類しながら、概観する。

1 進歩性、及び、新規性に共通する取消事由

この取消事由としては、発明の要旨の認定の誤り、引用発明の認定の誤り、及び、本件発明と引用発明の一致点・相違点の誤りが挙げられる。

(1) 発明の要旨の認定の誤り

発明の要旨の認定は、特段の事情（特許請求の範囲の記載が一義的に理解できない、一見して誤記であることが発明の詳細な説明の記載から明らか等）がない限り、発明の詳細な説明を参酌することは許されず、特許請求の範囲の記載に基づいて行われなければならない（リパーゼ事件最高裁判決（最判平成 3 年 3 月 8 日（昭和 62 年（行ツ）3 号）民集 45 卷 3 号 123 頁＝判

表 2 平成 23 年の特許審決取消訴訟（査定系）の概況

部	判決数		出願人に有利な率 〔括弧内：新規性・進歩性に関する取消事由について判断が示された事案において、同取消事由が認められた割合〕
	取消 〔括弧内：新規性・進歩性に関する取消事由が認められた件数〕	維持 〔括弧内：新規性・進歩性に関する取消事由に理由がないと判断された件数〕	
1 部	21 件		19%
	4 件〔4 件〕	17 件〔15 件〕	〔21%〕
2 部	39 件		13%
	5 件〔5 件〕	34 件〔26 件〕	〔16%〕
3 部	36 件		28%
	10 件〔5 件〕	26 件〔24 件〕	〔17%〕
4 部	36 件		19%
	7 件〔6 件〕	29 件〔26 件〕	〔19%〕
合計	132 件〔111 件〕		20%
	26 件〔20 件〕	106 件〔91 件〕	〔18%〕

例時報 1380 号 131 頁＝判例タイムズ 754 号 141 頁)。

例えば、知財高判 (1 部) 平成 23 年 2 月 14 日 (平成 22 年(行ケ)第 10172 号) [1 - アリアルピラゾールまたは 1 - ヘテロアリアルピラゾールによる社会性昆虫個体群の防除方法事件] は、本件発明における「同種の個体群と共に生活する共同の巣または生息場所を有する蟻」という記載の技術的意義は明確であり、また、一見して誤記であることが発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるとはいえないとして、これを「同種の個体群と共に生活する共同の巣または生息場所に存する蟻」と解すべきとする原告主張を排斥した⁽⁴³⁾。また、知財高判 (2 部) 平成 23 年 6 月 7 日 (平成 22 年(行ケ)第 10144 号) [顕微鏡航路中の短パルスレーザビームの結合のための装置およびその方法事件] は、本件明細書の記載も参酌の上、特許請求の範囲に記載された「顕微鏡」は「2 光子顕微鏡」であるとの原告主張を排斥した。

なお、明細書の記載は、発明の技術的意義を明らかにするために参酌することは当然許される⁽⁴⁴⁾。知財高判 (2 部) 平成 23 年 7 月 19 日 (平成 22 年(行ケ)第 10301 号) [眼科局所用のブリモニジンとチモロールとの組み合わせ事件] は、特許請求の範囲に記載された「有効量の」の意義は明細書上記載されていないことから、当時の当業者の技術常識に照らして解釈するほかはないとして、本件発明に係る薬剤においてその目的となる症状等を改善する作用効果を奏するのに必要十分な量をいうと判示した。

(2) 引用発明の認定の誤り

「頒布された刊行物に記載された発明」(29 条 1 項 3 号)⁽⁴⁵⁾といえるための要件に関して判示したものとして、知財高判 (4 部) 平成 23 年 3 月 10 日 (平成 22 年(行ケ)第 10121) [納豆食品事件] と知財高判 (1 部) 平成 23 年 10 月 31 日 (平成 23(行ケ)第 10189 号) [牛、鶏、豚の生物の疾病に対して塩化マグネシウムを利用する方法事件] がある。前者の裁判例は、「特許出願当時の技術水準を基礎として、当業者が当該刊行物を見たときに、特許請求の範囲の記載により特定される特許発明等の内容との対比に必要な限度において、その技術的思想を実施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要であり、かつ、それをもって足りる。」と判示した。また、後者の裁判例は、「仮に刑事事件において裁判所が引用例の内容をでたらめと判断し、あるいは A 教授が引用例の内容をでた

らめと判断し、さらには引用例とされた刊行物が絶版になった事実が認められたとしても、当該刊行物が出版されたという事実自体が消滅するものではなく、引用例は特許法 29 条 1 項 3 号所定の『特許出願前に日本国内・・・において、頒布された刊行物』に該当する。」と判示した。

引用発明の認定は、本件発明との対比に必要な内容を引用例から抽出することによって行われる。抽出した構成と抽出しなかった構成とが、ひとまとまりの構成及び技術思想という観点から一体不可分であってはならない⁽⁴⁶⁾。この点に関する裁判例として、知財高判 (4 部) 平成 23 年 1 月 11 日 (平成 22 年(行ケ)第 10160 号) [ダイシング・ダイボンディングテープ及び半導体チップの製造方法事件] がある。同裁判例は、「・・・当業者は、引用発明 2 の構成に係る粘着力が相対的に弱い粘着剤層 (2a) と粘着力が相対的に強い粘着剤層 (2b) とをそれぞれ別個の構成のものとして認識することができ、それぞれが有する技術的意義も個別に認識することができるから、粘着剤層 (2a) について、チップ状ワークを粘着剤層から剥離する時の軽剥離性に着目し、この粘着力が相対的に弱いものとして、独立して抽出することができるものということができる。」と判示した。また、知財高裁 (3 部) 平成 23 年 10 月 31 日 (平成 23(行ケ)第 10100 号) [高張力合金化溶重鉛めっき鋼板およびその製造方法事件] は、「引用例には、1 つの鋼を組成する成分の組合せ及び含有量が、一体として、鋼の特性を決定する上で重要な技術的意義を有することが示されているから、各成分の組合せや含有量を『一体として』の技術的意義を問題とすることなく、記載された含有量の個々の数値範囲の記載を組み合わせで発明の内容を理解することは、適切を欠く」とし、審決の判断を取り消した。

引用例に明示されていなくとも、当然に備えているべき構成については、これを引用発明として認定することができるが⁽⁴⁷⁾、引用例から認定可能な事項には限界がある。後者に関して、知財高判 (1 部) 平成 23 年 7 月 25 日 (平成 22 年(行ケ)第 10381 号) [エレベータ及びエレベータのトラクションシープ事件] は、引用例である特許出願の図面のみに基づき、具体的な定量的事項 (A の太さの半分より実質的に小さい厚さ) を認定することは妥当ではないものの、技術文献の図面である以上、概略的かつ定性的な事項については大きな誤りはなく記載されているというべきであり、単な

る大小関係等については十分に読み取ることができる」と判示した。

本件発明の明細書に記載されている従来技術を引用発明とし、引用発明には本件発明の構成が開示されているとした審決を取り消したものとして、知財高判（2部）平成 23 年 10 月 4 日（平成 22 年（行ケ）第 10235 号）〔液晶表示装置事件〕がある。また、引用例から認定される周知技術が本件発明の技術分野と異なる点を看過してなされた引用発明の認定を誤りとしたものとして知財高判（2部）平成 23 年 10 月 4 日（平成 22 年（行ケ）第 10329 号）〔樹脂凸版事件〕がある。

引用発明の認定を誤りとしたその他の裁判例として、知財高判（3部）平成 23 年 10 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10405 号）〔直管型コリオリ流量計の組立体事件〕、知財高判（3部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10407 号）〔ウインドパークの運転方法事件〕、知財高判（4部）平成 23 年 9 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10345 号）〔圧力波機械付きの内燃機関事件〕がある。

（3）一致点・相違点の認定の誤り

一致点・相違点の認定の誤りが直ちに審決の取消しを導くものでないことは、他の取消事由と異なるところはな⁽⁴⁸⁾。

一致点・相違点の認定は、対応する構成が完全に一致しなくとも、これから共通する概念を抽出した構成を一致点とし、具体的な差異を相違点として認定する判断手法が取られている。知財高判（3部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10260 号）〔直噴エンジン事件〕は、本件発明に係る構成が、引用発明に係る構成を含む関係にある場合には、特段の事情がない限り、相違点を構成することにはならないと判示した。

本件発明の特許請求の範囲に記載されている構成以外の点（作用効果、性質）を相違点として認定すべきかについて判示した裁判例として、知財高判（4部）平成 23 年 1 月 18 日（平成 22 年（行ケ）第 10055 号）〔血管老化抑制剤および老化防止抑制剤事件〕、知財高判（2部）平成 23 年 10 月 11 日（平成 23（行ケ）第 10050 号）〔抗骨粗鬆活性を有する組成物事件〕がある。前者の裁判例は、作用効果に関する記載が含まれている場合に、当該作用効果に関する記載が引用例に開示されていなくとも、この点は実質的な相違点を構成しないものと判示した。後者の裁判例は、「物」の発明の特許請求の範囲に記載されている性質は、組成物

を更に限定したり、組成物の用途を限定するものではないことから、実質的な相違点とは認められないと判示した。

分断することなく一体として相違点を認定すべきとの原告主張を排斥した裁判例として、知財高判（2部）平成 23 年 6 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10323 号）〔パウチ用舟形溶着部品事件〕がある。

一致点・相違点の認定を誤りとした裁判例として知財高判（1部）平成 23 年 12 月 19 日（平成 23（行ケ）第 10140 号）〔気相成長結晶薄膜製造装置事件〕、知財高判（4部）平成 23 年 3 月 17 日（平成 22（行ケ）第 10237 号）判例時報 2122 号 118 頁〔水処理装置事件〕がある。

2 進歩性に特有の取消事由

（1）動機付け

動機付けとしては、概ね、次のように分類することができる。なお、同一の裁判例が異なる分類においても掲載されている理由は、複数の相違点毎に、異なる評価が加えられたことによるものである。

〔容易であるとするもの〕

① 引用例における示唆を挙げたもの⁽⁴⁹⁾

示唆が存在すれば、当業者において当該相違点に係る構成を適用することを十分試みるであろうことから、容易想到であると認定する際の重要な要素となる。また、特許庁「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第 2 章 2.5(2)においても、「④ 引用発明の内容中の示唆」が動機付けとなり得るとされている。

② 周知技術に言及したもの⁽⁵⁰⁾

周知技術とは、「その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、これに関し、相当多数の公知文献が存在し、又は業界に知れわたり、あるいは、例示する必要がない程度によく知られている技術」である（特許庁「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第 2 章 1.2.4(3)参照）。

かかる技術であれば、引用発明に適用することを妨げる要因がない限り、当業者としては、その適用を試みるであろうことから容易想到であると判断される。例えば、知財高判（2部）平成 23 年 3 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10273 号）〔赤外線透過性に優れた表示を印刷してな

る包装用アルミニウム箔事件〕は、「当該技術が、当業者にとっての慣用技術等にすぎないような場合は、必ずしも動機付け等が示されることは要しないが・・・」と判示している。

もっとも、周知技術の認定のみではなく、課題等の他の要素も認定の上、動機付けを肯定する裁判例も多い⁽⁵¹⁾。この点に関して、知財高判(3部)平成23年9月28日判決(平成22年(行ケ)第10351号)判例時報2135号101頁〔臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋事件〕は、「実務上、特定の技術が周知であるとする事により、『主たる引用発明に、特定の技術を適用して、前記相違点に係る構成に到達することが容易である』との立証命題についての検証を省く事例も散見される。特定の技術が『周知である』ということは、上記の立証命題の成否に関する判断過程において、特定の文献に記載、開示された技術内容を上位概念化したり、抽象化したりすることを許容することを意味するものではなく、また、特定の文献に開示された周知技術の示す具体的な解決課題及び解決方法を捨象して結論を導くことを、当然に許容することを意味するものでもない。」と判示した。

③ 技術分野、課題、機能作用の共通性を挙げたもの⁽⁵²⁾

技術分野、課題、機能作用の共通性は、特許庁「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第2章2.5(2)①ないし③において、動機付けとなり得るものとして挙げられている。

課題については、引用例中に具体的に記載されていることまで求められるものではなく、課題が周知であることを認定した裁判例がある⁽⁵³⁾。

④ 当業者が適宜設定すれば足りる設計事項にすぎないことを挙げたもの⁽⁵⁴⁾

相違点に係る構成を具体的に開示する引用例が存在していなくとも、当業者が適宜設定することができる程度の構成にすぎない場合には、容易であると判断される。

知財高判(1部)平成23年3月7日(平成22年(行ケ)第10227号)〔降雪地走行鉄道車両用車軸軸受グリース組成物事件〕は、引例中の記載、及び、周知技術から相違点に係る構成は、

「当業者の通常の創作力を発揮することにより想到容易」とであると判示した。

〔容易でないとするもの〕

上記①ないし④のいずれにも該当しない場合には、容易でないと判断される。その際、引用例には記載や示唆がないことに言及する裁判例が多い⁽⁵⁵⁾。

引用発明同士を組み合わせる動機付けと、設計変更することの動機付けとは検討対象が異なる。(引用発明同士を組み合わせる動機付けを否定した裁判例)

知財高判(2部)平成23年10月4日(平成22年(行ケ)第10298号)判例時報2139号77頁〔逆転洗濯方法および伝動機事件〕は、「本件のように複数の発明を組み合わせる出願された発明の進歩性を否定しようとする場合には、それぞれの発明の技術分野、解決課題、組合せの動機付け等を具体的に検討しなければならない」とし、技術分野が異なり、その設計思想も異なる引用発明同士を適用することは困難であると判示した。知財高裁(3部)平成23年12月26日(平成22年(行ケ)第10407号)〔ウインドパークの運転方法事件〕は、引用発明と副引用例に記載の技術は、解決課題において異なることを根拠として、両者を組み合わせる動機付けがないと判示した。

その他裁判例としては、知財高判(4部)平成23年8月25日(平成22年(行ケ)第10408号)判例時報2134号106頁〔ポンプ事件〕、知財高判(2部)平成23年3月8日(平成22年(行ケ)第10273号)〔赤外線透過性に優れた表示を印刷してなる包装用アルミニウム箔事件〕、知財高判(4部)平成23年9月8日(平成22年(行ケ)第10345号)〔圧力波機械付きの内燃機関事件〕がある。

(設計変更することの動機付け否定した裁判例)

知財高判(3部)平成23年9月28日(平成22年(行ケ)第10388号)〔複数の加入者間におけるデータ交換方法等事件〕は、本件発明と解決課題が相違する引用発明には、相違点に係る構成へと変更する動機付けはないと判示した。

その他の裁判例としては、知財高判(4部)平成23年12月8日(平成23年(行ケ)第10139号)〔紙容器用積層包材事件〕がある。

(2) 阻害事由

阻害事由とは2つの内容で用いられている。1つ目は、主たる引用発明に対し、相違点に係る構成を開示する他の引用例を適用することを肯定する方向の具体的事実と矛盾はしないものの、適用することが容易であることの推論を妨げる事由である。2つ目は、かかる適用を行った場合に、主たる引用発明の目的を実現できなくなる事由であり、前者と異なり、当該事由は他の引用例を適用することを肯定する方向の具体的事実と両立しない事由である⁽⁵⁶⁾。

前者における阻害事由を根拠として審決の判断を誤りと判示した裁判例としては、知財高判（4部）平成23年2月3日（平成22年（行ケ）第10184号）〔膨張弁事件〕がある。同事案は、構成（A、B）を備える主引用例を開示する公開特許公報には、従来技術の構成aには問題点があり、これを解決するために構成aを構成A、これに伴い構成bを構成Bとすることが記載されていた。そこで、主引用発明の構成（A、B）に副引用発明の構成aを適用し本件発明の構成（a、B）の構成に想到することは阻害されていると判示した。

後者における阻害事由を根拠として審決の判断を誤りと判示した裁判例としては、知財高判（2部）平成23年7月19日（平成22年（行ケ）第10357号）〔ゴルフボール事件〕がある⁽⁵⁷⁾。

なお、知財高判（4部）平成23年3月3日（平成22年（行ケ）第10146号）〔歯間クリーナの製造方法事件〕は、周知事項が大きな製品への適用に関するものであったとしても、これを小さな製品に適用することが直ちに阻害要因を構成するものではないと判示した。

(3) 顕著な効果

顕著な効果に基づき進歩性があるとする主張は多数の事案で見受けられる。

しかし、同主張が認められるためには、当該効果が当業者において当該発明の構成のものとして予想することができない効果であることが求められ（東高判平成15年11月27日（平成元年（行ケ）第409号）〔ケラチン繊維の酸化染色組成物事件〕）、これに基づき進歩性が肯定される事案は少ない。

例えば、知財高判（4部）平成23年3月3日（平成22年（行ケ）第10146号）〔歯間クリーナの製造方法事件〕は、「上記効果は、射出成形の技術の採用や硬・軟両樹脂の融着によって当然に生ずるものであるから、上記の各効果も、引用発明及び周知技術から当業者が

予測し得る範囲内のものであるということができ、本願発明の格別な作用効果ということとはできない。」と判示した。

なお、知財高判（4部）平成23年1月18日（平成22年（行ケ）第10055号）〔血管老化抑制剤および老化防止抑制剤事件〕は、明細書記載の実施例は、試験条件についての的確な配慮がなされていないことを理由として、「本件補正発明に顕著な作用効果があることを立証するに足りるものではない」と判示した⁽⁵⁸⁾。また、知財高判（3部）平成23年12月26日（平成22年（行ケ）第10367号）〔副甲状腺ホルモンの類似体事件〕は、本件当初明細書にその効果が示されておらず、また、本件当初明細書に当業者がその効果を認識できる程度の記載があるとは認められないことからすると、出願後になされた試験結果を勘案して本件発明の効果とはなし得ないと判示した⁽⁵⁹⁾。

なお、知財高判（4部）平成23年3月10日（平成22年（行ケ）第10170号）〔組換えウイルス事件〕は、本件発明の優先日後の研究開発によって製品化が実現した等の事情によっては顕著な効果を裏付けるものではないと判示した。

3 上記以外の取消事由

(1) 補正要件違反

ア 新規事項の追加

新たな技術的事項を導入した場合には、新規事項を追加したものとして補正要件違反となるが、明細書又は図面に直接表現されていなくとも、これらから自明な事項については、特段の事情がない限り、その追加は新たな技術的事項の導入とはならない⁽⁶⁰⁾。

新規事項の追加に関する審決の判断を誤りと判示した裁判例として、知財高判（4部）平成23年12月8日（平成23年（行ケ）第10139号）〔紙容器用積層包材事件〕がある。

イ 特許請求の範囲の減縮

知財高裁（1部）平成23年12月26日（平成22年（行ケ）第10402号）〔抗菌、抗ウイルス、及び抗真菌組成物、及びその製造方法事件〕は、「たとえ特許請求の範囲が包含する物質の数が補正により減ったとしても、補正後の特許請求の範囲が補正前の特許請求の範囲に含まれない物質を含んでいる場合に、これを特許請求の範囲の『減縮』ということとはできな

い。」と判示した。

ウ 明りょうでない記載の釈明

知財高判（1 部）平成 23 年 5 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10325 号）〔ペレット状生分解性樹脂組成物事件〕は、平成 18 年改正前特許法 17 条の 2 第 4 項 4 号の「明りょうでない記載」とは、それ自体意味の明らかでない記載など、記載上不備が生じている記載であって、特に特許請求の範囲について「明りょうでない記載」とは、請求項の記載そのものが文理上意味が不明りょうである場合、請求項自体の記載内容が他の記載との関係において不合理を生じている場合、又は請求項自体の記載は明りょうであるが請求項に記載した発明が技術的に正確に特定されず不明りょうである場合等をいうと判示した。

明りょうでない記載の釈明に関する審決の判断を誤りと判示した裁判例として、知財高判（1 部）平成 23 年 10 月 5 日（平成 23 年（行ケ）第 10014 号）〔無線電話事件〕がある。

エ その他

補正は一体として扱われることから、一部に補正要件違反がある場合には、全体として却下されるべきと判示した裁判例として、知財高判（2 部）平成 23 年 6 月 14 日（平成 22 年（行ケ）第 10158 号）〔バルサルタンとカルシウムチャンネルブロッカーの抗高血圧組合わせ事件〕がある。

（2）記載要件違反

ア 実施可能要件

実施可能要件の充足性は、技術常識をも踏まえて、当業者が実施することができるかを基準にして判断される。知財高判（4 部）平成 23 年 4 月 14 日（平成 22（行ケ）第 10247 号）判例時報 2130 号 109 頁〔電界放出デバイス用炭素膜事件〕は、「本願明細書には、本願発明 1 に係る炭素膜の製造方法が記載されているところ、記載された条件の中で、当業者が技術常識等を加味して、具体的な製造条件を決定すべきものであり、これにより本願発明 1 に係る炭素膜を製造することは、可能であるというべきである。」とし、実施可能要件を満たさないとした審決を取り消した。また、同判決は、「本来、物の発明において、適用可能な条件範囲全体にわたって、実施例が必要とされるわけではない。物の発明においては、物を製造する方法の発明において、特許請求の範囲に製造条件の範囲が示され、公知物質の製造方

法として、方法の発明の効果を主張しているケースとは、実施例の網羅性に関して、要求される水準は異なるものと解される。」と判示した。

また、知財高判（2 部）平成 23 年 1 月 25 日（平成 22 年（行ケ）第 10105 号）〔内燃機関およびその作動方法事件〕は、明細書の記載は、当該技術分野における技術常識に基づき解釈すれば足り、熱力学における理論としての「等温変化」は実現不可能であることを理由に実施可能要件を満たさないとした審決の判断は是認することができないと判示した。もっとも、同裁判例は、その他構成に関して「当業者に過度の試行錯誤を強いる」ことを理由に、実施可能要件を満たさないとした審決の結論には誤りはないと判示した。

イ サポート要件

サポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである⁽⁶¹⁾。

所期の効果が得られると当業者において認識できる程度に記載されていないとしてサポート要件を満たさないと判示した裁判例として、知財高裁（1 部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10402 号）〔抗菌、抗ウイルス、及び抗真菌組成物、及びその製造方法事件〕がある。

ウ 明確性要件

知財高判（2 部）平成 23 年 11 月 15 日（平成 23（行ケ）10097 号）〔咬合器事件〕は、「請求項 1 には、前提事項と発明の効果に対応する記載がされるのみで、いかなる装置又は方法によって『手早く調整すること』を実現するか、すなわち課題を解決するための手段が一切記載されていないことになるから、特許を受けようとする発明が明確であるとはいえない。」として、明確性要件を満たしていないと判示した。

（3）手続違反

手続違反としては、意見を述べる機会付与（159 条 2 項、50 条）について争われることが多い⁽⁶²⁾。

意見を述べる機会付与の趣旨について言及した裁判例として知財高判（1部）平成 23 年 9 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10317 号）〔ダイナミックランダムアクセスメモリ事件〕がある。同裁判例は、「拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合には、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない旨を規定している。その趣旨は、審判官が新たな事由により出願を拒絶すべき旨の判断をしようとするときは、出願人に対してその理由を通知することによって、意見書の提出及び補正の機会を与えることにあるから、拒絶査定不服審判手続において拒絶理由を通知しないことが手続上違法となるか否かは、手続の過程、拒絶の理由の内容等に照らして、拒絶理由の通知をしなかったことが出願人の上記の機会を奪う結果となるか否かの観点から判断すべきものである。」と判示した。

同様に、知財高判（2部）平成 23 年 10 月 4 日（平成 22 年（行ケ）第 10298 号）判例時報 2139 号 77 頁〔逆転洗濯方法および伝動機事件〕は、「拒絶査定を受けたときは異なり拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決（拒絶審決）を受けたときにはもはや再補正の機会はないので、この点において出願人である審判請求人にとって過酷である。特許法の前記規定によれば、補正が独立特許要件を欠く場合にも、拒絶理由通知を少なくとも審決に際し補正を却下することができるのであるが、出願人である審判請求人にとって上記過酷な結果が生じることにかんがみれば、特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念を欠くものとして、審判手続を含む特許出願審査手続における適正手続違反があったものとするべき場合もあり得るといふべきである。」と判示した。また、同裁判例では、具体的事実関係を詳細に認定の上、拒絶理由を通知して更なる補正及び意見書の提出の機会を与えなかった審決には瑕疵があるとした。

意見を述べる機会付与を理由として、審決を取り消したその他裁判例として、知財高判（3部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10174 号）〔マイクロ電極アレイよりなる電極、方法、装置事件〕がある。

（4）延長登録

知財高判（3部）平成 23 年 3 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10178 号）〔ジドブジン、1592U89 および 3TC または FTC の相乗的組み合わせ事件〕は、審査官（審判

官）において「その特許発明の実施に・・・政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。」（67 条の 3 第 1 項 1 号）として、当該出願を拒絶するためには、①「政令で定める処分」を受けたことによっては、禁止が解除されたとはいえないこと、又は、②「『政令で定める処分』を受けたことよって禁止が解除された行為」が「『その特許発明の実施』に該当する行為」に含まれないことのいずれかを論証する必要があるとし、本件では①②の要件が満たされていないとして、審決を取り消した⁽⁶³⁾。

（5）その他

進歩性を有することを強調するために、本件発明の特徴を損なう内容の主張を手続過程で行った点につき、信義に悖ると非難しつつも、これにより本件発明の特徴を損なう内容にて明細書の記載を解釈しない旨判示した裁判例として、知財高判（3部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10109 号）判例時報 2123 号 116 頁〔アミノシリコンによる毛髪パーマメント再整形方法事件〕がある。

審判請求書の記載上、共有者の一部の者のためにのみする旨の表示となっているとしても、そのような審判請求書は、誤記に基づくものであると判断するのが合理的であると判示した裁判例として、知財高判（3部）平成 23 年 5 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10363 号）判例時報 2121 号 122 頁＝判例タイムズ 1363 号 191 頁〔チオキサントン誘導体、およびカチオン光開始剤としてのそれらの使用事件〕がある。

拒絶査定不服審判の審理に際して行われる面接は、審判合議体の裁量に属する事項であり、特段の事情のない限り、面接を行わなかったことが審判手続上の違法とならないと判示した裁判例として知財高判（2部）平成 23 年 2 月 3 日（平成 22 年（行ケ）第 10263 号）〔情報出力装置事件〕がある。

注

(1)平成 23 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に言い渡された判決で裁判所ウェブサイトの「知的財産裁判例集」に掲載された 90 件の当事者系の審決取消訴訟を分析した。

具体的には、裁判所ウェブサイトの「知的財産裁判例集」の「判例検索システム」において、①平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを対象期間とし、②「特許権」を権利として選択し、③「行政訴訟」を訴訟類型として選択し、かつ、④「無効 20」をキーワードとして検索をした。このようにして検索した判決 91 件のうち、延長登録無効審判に係る 1 件

- を除外し、それ以外の 90 件について、審決の理由と判決の結論とを確認し、分類した。特に「進歩性」について判断がされているものを区分した。審決の理由の読み誤りや、数え違いなどがないように万全を期したが、あくまでも概況を示すにとどまることを御留意いただきたい。なお、「表 1」には、延長登録無効審判に係る審決取消訴訟 1 件については、算入していない。
- (2) 知財高判（3 部）平成 21 年 1 月 28 日（平成 20 年（行ケ）第 10096 号）〔回路用接続部材事件〕など。
- (3) 例えば、知財高判（1 部）平成 22 年 8 月 19 日（平成 21 年（行ケ）第 10180 号）〔4-アミノ-1-ヒドロキシブチリデン-1, 1-ビスホスホン酸又はその塩の製造方法及び前記酸の特定の塩事件〕。
- (4) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 3 日（平成 22 年（行ケ）第 10069 号）〔ダクタイトル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備事件〕は、主たる引用発明に適用すべき周知技術が各証拠からは認められないとして請求が成り立たないとした審決に係る。
- (5) 例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10233 号）〔洗濯機事件〕、同（4 部）平成 23 年 3 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10244 号）〔法面の加工方法および法面の加工機械事件〕、同（2 部）平成 23 年 6 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10305 号）〔油圧ショベルの油圧配管事件〕、同（3 部）平成 23 年 6 月 29 日（平成 22 年（行ケ）第 10318 号）〔記録媒体用ディスクの収納ケース事件〕、同（2 部）平成 23 年 11 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10116 号）〔高断熱・高気密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件〕、同（4 部）平成 23 年 12 月 15 日（平成 23 年（行ケ）第 10123 号）〔レーザ加工装置及びレーザ加工方法事件〕。
- (6) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 25 日（平成 22 年（行ケ）第 10034 号）〔ダブルアーム型ロボット事件〕、（2 部）平成 23 年 2 月 1 日（平成 22 年（行ケ）第 10133 号）〔2 室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤事件〕、同（4 部）平成 23 年 7 月 21 日（平成 22 年（行ケ）第 10371 号）判例時報 2127 号 78 頁〔排気熱交換機事件〕、同（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 23 年（行ケ）第 10149 号）〔非接触 ID 識別装置用の巻線型コイルと IC チップとの接続構造及びこれを構成する接続方法事件〕。
- (7) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 25 日（平成 21 年（行ケ）第 10204 号）〔ダブルアーム型ロボット事件〕、同（3 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10137 号）〔半導体素子搭載用基板及びその製造方法事件〕、同（3 部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 23 年（行ケ）第 10017 号）〔蚊成虫の駆除方法事件〕。
- (8) 例えば、知財高判（2 部）平成 23 年 4 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10217 号）〔ポイント集計システム事件〕。
- (9) 例えば、知財高判（2 部）平成 23 年 4 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10312 号）〔マッサージ機事件〕。同（4 部）平成 23 年 7 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10324 号）判例時報 2126 号 113 頁〔液晶用スペーサー及び液晶用スペーサーの製造方法事件〕。
- (10) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 11 日（平成 22 年（行ケ）第 10173 号）〔着色塗喰組成物の着色安定化方法事件〕、同（3 部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10274 号）〔医療用器具事件〕、同（4 部）平成 23 年 3 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10214 号）〔高圧縮フィルタートウベール、およびその製造プロセス事件〕、同（2 部）平成 23 年 4 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10277 号）〔椅子型マッサージ機事件〕、同（3 部）平成 23 年 5 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10295 号）〔医療器具を挿入しその後保護する安全装置事件〕、同（2 部）平成 23 年 9 月 6 日（平成 22 年（行ケ）第 10361 号）〔粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置事件〕、同（1 部）平成 23 年 9 月 21 日（平成 22 年（行ケ）第 10297 号）〔吸引カテーテル事件〕、同（1 部）平成 23 年 10 月 12 日（平成 22 年（行ケ）第 10282 号）〔レーザーによつて材料を加工する装置事件〕、同（4 部）平成 23 年 12 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10398 号）〔マッサージ機事件〕、同（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10097 号）〔飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤事件〕。
- (11) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 13 日（平成 23 年（行ケ）第 10063 号）〔熱交換チューブ事件〕、同（4 部）平成 23 年 2 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10135 号）〔植栽用土壌の活性化方法事件〕、同（4 部）平成 23 年 4 月 14 日（平成 22 年（行ケ）第 10016 号）〔ガラスカッターホイール事件〕、同（4 部）平成 23 年 6 月 9 日（平成 22 年（行ケ）第 10272 号）〔モータ制御装置事件〕、同（4 部）平成 23 年 9 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10404 号）判例時報 2137 号 111 頁〔パンチプレス機における成形金属の制御装置事件〕、同（2 部）平成 23 年 11 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10032 号）〔送受信線切替器事件〕、同（2 部）平成 23 年 11 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10106 号）〔マッサージ機事件〕。
- (12) 例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10145 号）〔分析装置事件〕、同（1 部）平成 23 年 4 月 18 日（平成 22 年（行ケ）第 10262 号）〔袋による包装方法事件〕、同（3 部）平成 23 年 4 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10288 号）〔縦形式固液分離精製攪り機事件〕（「阻害事由」も併せて認定）、同（4 部）平成 23 年 6 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10258 号）〔ガラスカッターホイール事件〕、同（2 部）平成 23 年 9 月 20 日（平成 23 年（行ケ）第 10369 号）〔飲食物容器の供給方法及びその装置事件〕、同（3 部）平成 23 年 9 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10379 号）〔スロットマシン事件〕（「阻害事由」も併せて認定）、同（2 部）平成 23 年 10 月 11 日（平成 21 年（行ケ）第 10420 号）〔核酸の増幅法およびこれを利用した変異核酸の検出法事件〕、同（4 部）平成 23 年 11 月 10 日（平成 23 年（行ケ）第 10055 号）〔加工工具事件〕。
- (13) 例えば、知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 1 日（平成 22 年（行ケ）第 10133 号）〔2 室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤事件〕、同（2 部）平成 23 年 4 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10217 号）〔ポイント集計システム事件〕、同（2 部）平成 23 年 4 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10277 号）〔椅子型マッサージ機事件〕、同（2 部）平成 23 年 4 月 26 日（平成 22 年（行ケ）第 10312 号）〔マッサージ機事件〕、同（3 部）平成 23 年 12 月 26

- 日（平成 23 年（行ケ）第 10017 号）〔蚊成虫の駆除方法事件〕。
- (14) 知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 11 日（平成 22 年（行ケ）第 10058 号）〔食品の包み込み成形方法及びその装置事件〕，同（4 部）平成 23 年 1 月 11 日（平成 22 年（行ケ）第 10173 号）〔着色漆喰組成物の着色安定化方法事件〕，同（4 部）平成 23 年 6 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10258 号）〔ガラスカッターホイール事件〕，同（4 部）平成 23 年 9 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10404 号）判例時報 2137 号 111 頁〔パンチプレス機における成形金属の制御装置事件〕，同（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10097 号）〔飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤事件〕。
- (15) 知財高判（4 部）平成 23 年 7 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10324 号）判例時報 2126 号 113 頁〔液晶用スぺーサー及び液晶用スぺーサーの製造方法事件〕。
- (16) 知財高判（3 部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 23 年（行ケ）第 10173 号）〔塗装用刷毛事件〕。
- (17) 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 2 章 2.8(6)も、商業的成功が「発明の特徴に基づく」ときに限り、「進歩性の存在を肯定的に推認するのに役立つ事実」となることがあるとする。
- (18) 知財高判（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10097 号）〔飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤事件〕。
- (19) 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 2 章 2.5(3)③。
- (20) 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 2 章 1.5.2(2)。
- (21) 例えば、石原直樹「審決取消訴訟の要件事実の概観」大淵哲也ほか 5 名編『【専門訴訟講座⑥】 特許訴訟〔下巻〕』（民事法研究会，平成 24 年）1323 頁（1331 頁）。
- (22) 知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 25 日（平成 22 年（行ケ）第 10034 号）〔ダブルアーム型ロボット事件〕。
- (23) 最大判昭和 51 年 3 月 10 日（昭和 42 年（行ツ）第 28 号）民集 30 卷 2 号 79 頁＝判例時報 806 号 13 頁＝判例タイムズ 334 号 113 頁〔メリヤス編機事件〕。
- (24) 最判昭和 55 年 1 月 24 日（昭和 54 年（行ツ）第 2 号）民集 34 卷 1 号 91 頁＝判例時報 955 号 38 頁＝判例タイムズ 408 号 65 頁〔食品包装容器事件〕。
- (25) 例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10221 号）〔記録媒体用ディスクの収納ケース事件〕。
- (26) 知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10135 号）〔植栽用土壌の活性化方法事件〕。
- (27) 知財高判（大合議）平成 20 年 5 月 30 日（平成 18 年（行ケ）第 10563 号）〔感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダーレジストパターン形成方法事件〕。
- (28) 本文に例示したもののほか、知財高判（3 部）平成 23 年 4 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10288 号）〔縦形式固液分離精製搾り機事件〕。
- (29) 知財高判（2 部）平成 23 年 11 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10116 号）〔高断熱・高气密住宅における深夜電力利用蓄熱式床下暖房システム事件〕。
- (30) 知財高判（3 部）平成 23 年 12 月 26 日（平成 23 年（行ケ）第 10030 号）〔スロットマシン事件〕。
- (31) 知財高判（大合議）平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）〔偏光フィルムの製造法事件〕。
- (32) 知財高判（4 部）平成 23 年 9 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10010 号）〔ヒートポンプ式冷暖房機事件〕，同（4 部）平成 23 年 12 月 22 日（平成 22 年（行ケ）第 10097 号）〔飛灰中の重金属の固定化方法及び重金属固定化処理剤事件〕。
- (33) 知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 10 日（平成 22 年（行ケ）第 10153 号）〔接着剤、接着剤の製造方法及びそれを用いた回路接続構造体の製造方法事件〕。
- (34) 特許法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 116 号）。
- (35) 特許庁「審判便覧」54-01，2.(8)。
- (36) 知財高判（3 部）平成 23 年 7 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10400 号）〔手押し台車のハンドル取付部構造事件〕。
- (37) 知財高判（4 部）平成 23 年 9 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10010 号）〔ヒートポンプ式冷暖房機事件〕。
- (38) 例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 5 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10271 号）〔ポンプ作動衛生器具及び便器設備事件〕，知財高判（2 部）平成 23 年 10 月 4 日（平成 22 年（行ケ）第 10350 号）判例時報 2142 号 83 頁〔麦芽発酵飲料事件〕。
- (39) 知財高判（4 部）平成 23 年 9 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10404 号）判例時報 2137 号 111 頁〔パンチプレス機における成形金属の制御装置事件〕。
- (40) 最判平成 23 年 4 月 28 日（平成 21 年（行ヒ）第 326 号）民集 65 卷 3 号 1654 頁＝判例時報 2115 号 32 頁＝判例タイムズ 1348 号 102 頁〔放出制御組成物事件上告審判決〕。
- (41) 裁判所 HP（知的財産裁判例集）において、平成 23 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日を対象期間とし、訴訟類型として「行政訴訟」を選択し、また、「不服 20」をキーワードとして検索を行い、ヒットした 133 件の判決全てについて検討を行った。カウントミスがないよう万全を期したが、あくまで概況を示すにとどまることを御留意頂きたい。
- (42) 川田＝井上「平成 22 年における特許審決取消訴訟の概況」特許 64 卷 3 号（平成 23 年）44 頁（49 頁）。
- (43) その他として、知財高判（4 部）平成 23 年 9 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10045 号）〔不揮発性メモリ装置事件〕，知財高判（1 部）平成 23 年 12 月 14 日（平成 23 年（行ケ）第 10169 号）〔巻寿司事件〕がある。
- (44) 例えば、知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 3 日（平成 22 年（行ケ）第 10156 号）〔光学、電子工学または電子光学用基板の製造方法事件〕，知財高判（4 部）平成 23 年 10 月 20 日（平成 23 年（行ケ）第 10048 号）〔画像印刷装置事件〕。
- (45) 出願日後に公知となった刊行物を引用例とした点において審決は誤っていると判示した裁判例として、知財高判（3 部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10218 号）〔移動端末、ゲームの制御方法およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体事件〕がある。なお、同裁判例では、審決は当該引用例のみならず周知の技術も併せて挙げているから、上記誤りは審決の結論に影響しないと判示した。
- (46) 榎本英吾「進歩性判断における上位概念化の上限」特許懇 245 号（平成 19 年）62 頁。

- (47) 知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10202 号）〔携帯端末事件〕。また、知財高判平成 23 年 6 月 29 日（平成 22 年（行ケ）第 10396 号）〔半導体蛍光光度計およびその使用方法事件〕は、当時の周知の技術的事項から当事者が容易に予測し得ることを根拠として引用発明が備える機能を認定した。
- (48) 知財高判（1 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10213 号）〔射出成形靴及びその製造方法事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 5 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10073 号）〔ヒトパピローマウイルス 18 型をコードする DNA〕。
- (49) 知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 10 日（平成 22 年（行ケ）第 10170 号）〔組換えウイルス事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10209 号）〔コンピュータシステムの起動方法事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 5 月 11 日（平成 22 年（行ケ）第 10269 号）〔土壌の無害化処理方法事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 9 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10296 号）判例時報 2136 号 107 頁〔ペトロラタムを基にした鼻用軟膏事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 9 月 27 日（平成 23 年（行ケ）第 10099 号）〔印刷機の印刷方法及び印刷機事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 10 月 13 日（平成 23 年（行ケ）第 10058 号）〔封筒事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 12 月 15 日（平成 22 年（行ケ）第 10395 号）〔早期癌腫瘍マーカー事件〕。
- (50) 例えば、知財高判（2 部）平成 23 年 1 月 13 日（平成 22 年（行ケ）第 10091 号）〔高流量でのガス送出事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 3 日（平成 22 年（行ケ）第 10156 号）〔光学、電子工学または電子光学用基板の製造方法事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 3 日（平成 22 年（行ケ）第 10146 号）〔歯間クリーナの製造方法事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 3 月 8 日（平成 22 年（行ケ）第 10186 号）〔携帯型無線電話装置事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10209 号）〔コンピュータシステムの起動方法事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 4 月 14 日判決（平成 22 年（行ケ）第 10239 号）〔字句をデータに変換する装置、方法およびプログラム事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 4 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10194 号）〔回転コネクタ事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 5 月 12 日（平成 22 年（行ケ）第 10291 号）〔不揮発性メモリ回路事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 7 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10341 号）〔カラーレジストレーション及び画像濃度制御装置事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 8 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10353 号）〔光学部材及び液晶表示装置事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 9 月 13 日（平成 22 年（行ケ）第 10302 号）〔フラットパネルディスプレイ事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 9 月 29 日（平成 23 年（行ケ）第 10045 号）〔不揮発性メモリ装置事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 10 月 5 日（平成 23 年（行ケ）第 10014 号）〔無線電話事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 11 月 22 日（平成 23 年（行ケ）第 10141 号）〔集合住宅事件〕。
- (51) 知財高判（2 部）平成 23 年 5 月 10 日（平成 22 年（行ケ）第 10280 号）〔充填包装機における横シール装置事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 6 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10144 号）〔顕微鏡航路中の短パルスレーザービームの結合のための装置およびその方法事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 6 月 29 日（平成 22 年（行ケ）第 10330 号）〔固定化させたオリゴヌクレオチドと三重らせんを形成させることによる DNA 精製〕、知財高判（2 部）平成 23 年 7 月 19 日（平成 22 年（行ケ）第 10301 号）〔眼科局所用のプリモニジンとチモロールとの組み合わせ事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 7 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10352 号）判例時報 2129 号 95 頁〔ベンゼンスルフォナート化合物事件〕。知財高判（3 部）平成 23 年 3 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10218 号）〔移動端末、ゲームの制御方法およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 6 月 23 日（平成 22 年（行ケ）第 10261 号）〔溶融ガラスを清澄するための方法事件〕。
- (52) 知財高判（3 部）平成 23 年 9 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10358 号）〔螺旋状相互係止噛み合い案内前進構造事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 12 月 28 日（平成 23 年（行ケ）第 10090 号）〔往復内燃機関の内部エンジン堆積物を除去するための供給装置事件〕。なお、知財高判（4 部）平成 23 年 7 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10344 号）〔作業車両用エンジンのパワー出力の制御方法および制御装置事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 17 日（平成 22 年（行ケ）第 10202 号）〔携帯端末事件〕は、目的、課題及び作用効果の共通性を挙げた。知財高判（3 部）平成 23 年 4 月 27 日（平成 22 年（行ケ）第 10365 号）〔過負荷回避用電力コントロールシステム事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 9 月 28 日（平成 23 年（行ケ）第 10002 号）〔補正機能を備えた装身具事件〕、及び、知財高判（2 部）平成 23 年 12 月 6 日（平成 23 年（行ケ）第 10092 号）〔ディスプレイ装置〕は、（基本的）構成の共通性への言及も行っている。
- (53) 知財高判（4 部）平成 23 年 1 月 11 日（平成 22 年（行ケ）第 10160 号）〔ダイシング・ダイボンディングテープ及び半導体チップの製造方法事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 7 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10240 号）〔温度依存性電流感知素子を有する回路用熱補償方法及び装置事件〕。
- (54) 例えば、知財高判（3 部）平成 23 年 1 月 31 日（平成 22 年（行ケ）第 10260 号）〔直噴エンジン事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 2 月 10 日（平成 22 年（行ケ）第 10212 号）〔エレベータ巻上ロープの細い高強度ワイヤ事件〕、知財高判（2 部）平成 23 年 2 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10193 号）〔コンピュータの簡素化スタートアップシステム事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 2 月 28 日（平成 22 年（行ケ）第 10213 号）〔射出成形靴及びその製造方法事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 3 月 24 日（平成 22 年（行ケ）第 10268 号）〔複数のエネルギー貯蔵装置におけるエネルギーを管理する方法及び装置事件〕、知財高判（3 部）平成 23 年 5 月 30 日（平成 22 年（行ケ）第 10204 号）〔水ポンプと共に用いるための軸受け組立体事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 7 月 7 日（平成 22 年（行ケ）第 10328 号）〔安全シールドアセンブリ事件〕、知財高判（1 部）平成 23 年 7 月 25 日（平成 22 年（行ケ）10381 号）〔エレベータ及びエレベータのトラクションシープ事件〕、知財高判（4 部）平成 23 年 10 月 20 日（平成 23 年（行ケ）10059

- 号)〔スパークプラグ事件〕, 知財高判 (3 部) 平成 23 年 11 月 30 日 (平成 23 年(行ケ)第 10080 号)〔カメラ付き携帯電話機事件〕, 知財高判 (2 部) 平成 23 年 12 月 13 日 (平成 23 年(行ケ)第 10132 号)〔歯ブラシ及びその製造方法事件〕, 知財高判 (1 部) 平成 23 年 12 月 21 日 (平成 23 年(行ケ)第 10153 号)〔マルチチップ LED パッケージ事件〕, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 12 月 28 日 (平成 23 年(行ケ)第 10090 号)〔往復内燃機関の内部エンジン堆積物を除去するための供給装置事件〕。
- (55) 知財高判 (1 部) 平成 23 年 9 月 28 日 (平成 23 年(行ケ)第 10056 号)〔周期的分極反転領域を持つ基板の製造方法事件〕, 知財高判 (3 部) 平成 23 年 9 月 28 日判決 (平成 22 年(行ケ)第 10351 号) 判例時報 2135 号 101 頁〔臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋事件〕, 知財高判 (2 部) 平成 23 年 10 月 4 日 (平成 22 年(行ケ)第 10235 号)〔液晶表示装置事件〕, 知財高判 (1 部) 平成 23 年 10 月 24 日 (平成 23 年(行ケ)第 10022 号)〔積層材料のヒートシール方法及び包装容器事件〕, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 3 月 24 日 (平成 22(行ケ)第 10237 号) 判例時報 2122 号 118 頁〔水処理装置事件〕。
- (56) 相田義明「進歩性の判断構造についての一考察」特技懇 255 号 (平成 21 年) 72 頁。
- (57) その他の裁判例としては, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 9 月 8 日 (平成 22 年(行ケ)第 10345 号)〔圧力波機械付きの内燃機関事件〕, 知財高判 (1 部) 平成 23 年 9 月 28 日 (平成 23 年(行ケ)第 10056 号)〔周期的分極反転領域を持つ基板の製造方法事件〕, 知財高判 (1 部) 平成 23 年 10 月 24 日 (平成 23 年(行ケ)第 10022 号)〔積層材料のヒートシール方法及び包装容器事件〕がある。
- (58) その他の裁判例としては, 知財高判 (2 部) 平成 23 年 10 月 11 日 (平成 23 年(行ケ)第 10050 号)〔抗骨粗鬆活性を有する組成物事件〕がある。
- (59) 知財高裁 (1 部) 平成 23 年 12 月 26 日 (平成 22 年(行ケ)第 10402 号)〔抗菌, 抗ウイルス, 及び抗真菌組成物, 及びその製造方法事件〕は, 明細書等に記載されていなかった事項について, 出願後に補充した実験結果等を参酌することは, 特段の事情がない限り, 許されないと判示した。
- (60) 知財高判 (1 部) 平成 23 年 5 月 23 日 (平成 22 年(行ケ)第 10325 号)〔ペレット状生分解性樹脂組成物事件〕。その他新規事項の追加に該当すると判示したものとして, 知財高判 (3 部) 平成 23 年 3 月 23 日 (平成 22 年(行ケ)第 10218 号)〔移動端末, ゲームの制御方法およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体事件〕, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 2 月 24 日 (平成 22 年(行ケ)第 10251 号)〔睡眠治療装置事件〕, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 7 月 21 日 (平成 22 年(行ケ)第 10373 号) 判例時報 2134 号 94 頁〔インターネット情報通信システムを介した画像伝達における色変化情報提供方法事件〕がある。
- (61) 知財高判 (2 部) 平成 23 年 4 月 26 日 (平成 22 年(行ケ)第 10252 号)〔音響波方式タッチパネル事件〕。その他としては, 知財高判 (3 部) 平成 23 年 2 月 28 日 (平成 22 年(行ケ)第 10109 号) 判例時報 2123 号 116 頁〔アミノシリコンによる毛髪パーマメント再整形方法事件〕, 知財高判 (4 部) 平成 23 年 7 月 21 日 (平成 22 年(行ケ)第 10373 号) 判例時報 2134 号 94 頁〔インターネット情報通信システムを介した画像伝達における色変化情報提供方法事件〕がある。
- (62) 知財高判 (3 部) 平成 23 年 2 月 28 日 (平成 22 年(行ケ)第 10320 号)〔映像色聴装置事件〕。
- (63) その他の裁判例として, 知財高裁 (3 部) 平成 23 年 3 月 28 日 (平成 22 年(行ケ)第 10177 号) 判例時報 2115 号 90 頁〔抗ウイルス性置換 1, 3-オキサチオラン事件〕。

(原稿受領 2012. 5. 8)

